

入札説明書（財部連絡所）

鹿児島県農業共済組合所有の土地及び建物の売却に係る公告（令和7年11月10日付）に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 契約者

鹿児島県農業共済組合（N O S A I かごしま） 組合長理事 蛭川 住治

2. 競争参加資格

鹿児島県農業共済組合所有の土地及び建物の売却に係る公告「3. 競争入札に参加する者に必要な資格」のとおり

3. 入札内容

- (1) 契約件名 鹿児島県農業共済組合 曽於支所 財部連絡所売却
- (2) 履行場所 曽於市大隅町月野2253番地
鹿児島県農業共済組合 曽於支所2階会議室
- (3) 入札方法 入札金額は総価（税込み）で行います。落札価格は入札書に記載された金額とします。

4. 令和8年2月6日（金）までに提出（持参）する書類

- (1) 連絡先（個人の場合は電話番号、法人の場合はご担当者様の名刺で可）
- (2) 入札参加希望申請書（様式2）
- (3) 代理委任状（代理人が入札する場合）（様式3）
- (4) 誓約書（様式4）

5. 内覧について

建物内部をご覧になりたい方は、事前に申し込みをお願いします。

内覧実施日：令和7年12月24日（水）、令和8年1月14（水）

時間：午前10時～午後3時まで

※上記時間内に事務所を開庁しますので、内覧希望の方は事前にご連絡いただけますと有難いです。都合により別日希望の場合はご相談下さい。

6. 入札書の提出方法

- (1) 提出書類の提出場所及び問い合わせ先
〒899-8212 鹿児島県曾於市大隅町月野2253
鹿児島県農業共済組合 曽於支所 総務企画課 宛
電話 099-479-3228（担当：本村、草野）
- (2) 入札書の提出期限 直接持参の場合：入札日当日 詳細は下記（3）
郵送の場合：開札日前日まで必着 詳細は下記（4）
- (3) 入札書は、別紙の様式1にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年2月13日開札 鹿児島県農業共済組合曾於支所財部連絡所売却に係る入札書在中」と記載して下さい。
- (4) 郵便（書留郵便に限る）により入札書を提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和8年2月13日開札 鹿児島県農業共済組合曾於支所財部連絡所売却に係る入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、開札日前日までに到着するよう送付してください。なお、電報、FAX、電話その他の方法による入札は認めません。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできません。

- (6) 入札書の日付は、提出日を記載して下さい。
- (7) 入札参加希望申請書（様式2）により提出していた入札者が急用等により当日参加できない場合は、代理委任状（様式3）により参加できます。

7. 入札の無効

次に該当する場合は、入札を無効とします。

- (1) 競争参加資格のない者
- (2) 入札条件に違反した者
- (3) 入札書の金額が訂正しており、その訂正について押印のないもの
- (4) 入札書への署名又は押印が抜けている場合
- (5) 入札書提出期限を過ぎて入札書を提出した者
- (6) 1入札者につき2以上の代理人により提出された入札書
- (7) 入札者又はその代理人のいずれも開札に立会しない場合

8. 入札の取りやめ又は延期

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは、入札を取りやめることができます。

9. 開札及び落札後の手続き

- (1) 開札の日時及び場所
 - 日時：令和8年2月13日（金）午前10時
 - 場所：鹿児島県曾於市大隅町月野2253
鹿児島県農業共済組合 曽於支所 2階会議室
- (2) 開札
 - (ア) 開札は入札者又はその代理人の立会いのもと実施いたします。
 - (イ) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできません。
 - (ウ) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとする場合は、鹿児島県農業共済組合の役職員の求めに応じて身分証明書等を提示して下さい。
- (3) 落札者の決定方法
 - (ア) 入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
 - (イ) 入札金額が競争参加者の中で最高価格である者。
 - (ウ) 条件を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守できると、組合長が認めた者。
- (4) 落札条件に該当する者が複数のとき
 - 落札の条件に該当する者が複数いる場合は、直ちに該当する者にくじを引かせ落札者を決定します。
- (5) 契約書の作成
 - (ア) 入札により契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。
 - (イ) 契約書を作成する場合においては、契約の相手方が遠方地にあるときは、まずその者が契約書の案に記名押印し、さらに契約者（組合長）が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとします。
 - (ウ) 上記（イ）の場合において、組合長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付します。
 - (エ) 組合長及び契約相手方がともに契約書に記名押印がなければ、本契約は確定しないものとします。